

# 山中湖観光協会ホームページ バナー広告掲載規約

山中湖観光協会(以下「当協会」とします)はホームページ バナー広告掲載規約に従い、当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。

## 1. ホームページ バナー広告掲載

- ・ ホームページ バナー広告掲載(以下「バナー広告」とします。)とは、当協会が管理する協会ホームページ上のバナー広告の掲載を言います。

## 2. 契約者

- ・ 契約者とは、当協会の会員であり、本規約を承諾の上、所定の手続きに従い、本加入を申し込み、当協会がその加入を同意し、且つ、バナー契約料金を所定の手続きでお支払いいただける施設を言います。

## 3. 規約の運用

- ・ 本規約はバナー広告をご利用いただく際の、当協会と契約者のいっさいの関係に適用します。
- ・ 契約者は当協会が掲載するバナー広告のマニュアル記載事項並びに当協会が必要に応じて随時行う指導に従うものとしします。
- ・ 当協会は、契約者に事前に通知することなく、本規約を変更することができます。

## 4. 掲載

- ・ 当協会は、契約者が登録の手続きを完了した後、バナー広告を掲載します。
- ・ 掲載は4月1日から翌年3月31日の1年間の契約年度とします。(途中月額有)
- ・ 当協会は、機器のメンテナンス並びにサーバ等の不測の事態には、契約者に事前に通知することなく一定期間停止することができます。

## 5. 掲載料金および決済方法

- ・ 掲載料金については別途契約書をもって提示します。
- ・ 当協会は、掲載料金を年度開始以前に改定することができます。但し料金改定の場合は、当協会が契約者に対し相当な手段で1ヶ月前までに告知するものとしします。
- ・ 決済方法は、窓口にてお支払いまたは当協会が指定する金融機関へのお振込みをお願いします。
- ・ 年度内にお支払いいただくバナー契約料については、いかなる理由といえども一切の返還を要しないものとしします。

## 6. 解約および契約解除

- ・ 契約者は、年度末(3月31日)をもって所定の解約届を提出し解約することができるものとしします。
- ・ 契約者が万一、止むを得ず当協会を退会する事態が発生した場合、所定の解約届を提出し解約することができるものとしします。
- ・ 契約者が解約を希望されるときは解約日の1ヶ月前までに所定の解約届を当協会に提出するものとしします。解約の届け出がない場合はバナー広告の契約が継続するものとしします。
- ・ 掲載料金の支払いが著しく遅滞し長期にわたり入金されず、督促に応じない場合は解約とみなすこととしします。また、それまでに発生した掲載料金は、すべて契約者の負うものとし当協会に支払うものとしします。
- ・ その他、契約者が当協会に対し、損害を与えたと当協会が認めた場合契約解除とします。また、それまでに発生した掲載料金は、すべて契約者の負うものとし当協会に支払うものとしします。

## 7. その他

- ・ 契約者は、その氏名、住所、その他の契約登録内容に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出るものとしします。
- ・ 契約者の地位継承並びに変更があった場合には、速やかにその旨を届け出るものとしします。契約者が死亡した場合、継承者の解約届の提出を受理した時点で当協会との契約を終了するものとしします。
- ・ 本バナー広告掲載規約の記載事項により解決できない問題が生じた場合には、当協会と契約者との間で、双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとしします。



観光協会保管用

一般社団法人山中湖観光協会ホームページ

## バナー広告掲載登録申請および契約書

甲：住 所 \_\_\_\_\_ 乙：山中湖村平野 506-296  
施 設 名 \_\_\_\_\_ 一般社団法人山中湖観光協会  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印) 代表理事 中村三千男 (印)  
TEL. \_\_\_\_\_ TEL. 0555-62-3100

「甲」と「乙」は下記のとおり契約を締結します。本契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえそれぞれ1通を保有します。

この契約に関して別途「バナー広告掲載規約」を設けこれを遵守するものとします。

提出日 令和 年 月 日

### 記

契約内容	一般社団法人山中湖観光協会ホームページ バナー掲載
契約開始日及び期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
掲載料金	年間 円 (月額3,000円)
ホームページ	http://
E-mail	

※ 本契約書は、継続期間中有効とする。尚、解約届及び契約解除をもって消滅する。

契約締結日 令和 年 月 日

受付日 令和 年 月 日

決済	会長 所長	係	受付
可・不可			



契約者控え

一般社団法人山中湖観光協会ホームページ

## バナー広告掲載登録申請および契約書

甲：住 所 \_\_\_\_\_ 乙：山中湖村平野 506-296  
施 設 名 \_\_\_\_\_ 一般社団法人山中湖観光協会  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印) 代表理事 中村三千男 (印)  
TEL. \_\_\_\_\_ TEL. 0555-62-3100

「甲」と「乙」は下記のとおり契約を締結します。本契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえそれぞれ1通を保有します。

この契約に関して別途「バナー広告掲載規約」を設けこれを遵守するものとします。

提出日 令和 年 月 日

### 記

契約内容	一般社団法人山中湖観光協会ホームページ バナー掲載
契約開始日及び期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
掲載料金	年間 円 (月額3,000円)
ホームページ	http://
E-mail	

※ 本契約書は、継続期間中有効とする。尚、解約届及び契約解除をもって消滅する。

契約締結日 令和 年 月 日